

公 告

下記森林について、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の規定により
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年3月30日

小矢部市長 桜井 森 夫



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

| 整理番号 | 所在・地番 | 林班 小班 | 地目 | 面積 | 経営管理権の 存続期間 | 備考 |
|------|--|-------------|----|--------|------------------------|----|
| 集1-1 | 小矢部市 興法寺字イ 54番1、54番5、 54番8、56番1、 57番1、58番1 | 1林班 イ小班、 | 山林 | 0.19ha | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |
| 集1-2 | 小矢部市 興法寺字イ 59番、60番、 61番 | 1林班 イ小班 | 山林 | 0.26ha | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

2 縦覧場所

小矢部市産業建設部農林課

小矢部市ホームページ (URL <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>)

3 本公告により、小矢部市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。